

北海道告示第 10806 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

平成 30 年 9 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

区域	区分
上ノ国区域（ひやま漁業協同組合の地区のうち、上ノ国町の地域）	総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業
室蘭区域（室蘭漁業協同組合の地区）	総トン数 5 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業
白老区域（いぶり中央漁業協同組合の地区のうち、登別市及び白老町字虎杖浜を除く地域）	総トン数 5 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業
三石区域（ひだか漁業協同組合の地区のうち、新ひだか町三石の地域）	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業 小型漁船漁業
厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）	ししゃもこぎ網を主とする小型漁船漁業
羅臼区域（羅臼漁業協同組合の地区）	総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業